

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	宮城県岩沼警察署協議会
開 催 日 時	令和元年12月3日(火) 午後4時00分から 午後5時10分まで
開 催 場 所	岩沼警察署 大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員(9名出席) 2 警察署側(11名出席)
	<p>報告事項～令和元年中における岩沼警察署の主な取組みについて 災害警備の実施状況【警備課長】</p> <p>1 管内の各種警報等発令状況</p> <p>2 被害状況 人的被害～3件 物的被害～1件 土砂災害 台風19号による被害で、岩沼市内が9か所、名取市内が46か所で発生 道路冠水による通行止め 台風19号による被害は、管内国道、県道、市道の10か所で発生し、通行止めを実施</p> <p>3 災害警備訓練実施状況 5月25日～平成31年度宮城県林野火災防ぎょ訓練 6月12日～「みやぎ県民防災の日」に伴う災害警備訓練 6月23日～「令和元年度阿武隈川水防工法訓練」に伴う災害警備訓練 7月 7日～「岩沼市総合防災訓練」 8月30日から9月5日～「防災週間」に伴う装備資機材の点検と習熟訓練</p> <p>を各関係機関と連携し実施。</p> <p>4 災害等緊急事態に対する諸対策の推進と危機管理体制の構築 災害発生時の初動体制の確立、被害情報の収集や救出・救助活動等の警備措置を迅速的確に行うため、平素から、関係機関との連絡体制の構築、災害危険か所等の把握、実践的な訓練による対処能力を強化していく。 避難勧告等に関するガイドラインの改定により、自治体から5段階レベルで防災情報が住民に提供されることとなったので、「自らの命は自らが守る」意識の徹底に心掛けていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">災害警備に関する委員からの意見・提言等</p> <p>【委員】 警察署で集約した、冠水による通行止めなどの情報を自治体に提供し、自治体の防災無線やエリアメールで発信すれば水没車両や死亡事故防止となるのではないかと。</p> <p>【警備課長】 各自治体では災害避難情報を住民に提供する手段として、エリアメールや防災行政無線があるが、エリアメールの配信は、避難勧告、避難指示、大規模テロ等の情報の制約があるため、道路冠水箇所が発生した場合は、道路管理者等が冠水箇所の手前に看板等を設置しドライバーに注</p>

意喚起をしたり、自治体ではホームページの防災緊急情報を確認してもらうように呼びかけている。警察では、自治体と災害情報を共有し、地域住民から交通情報等の問い合わせがあった場合は情報提供し、注意喚起をしている。

【委員】

被害状況は警察・行政・地域等でどの程度共有しているのか。特に山岳地帯の被害者状況は、地元の方々に情報提供されているのか。

【警備課長】

災害情報は、FM放送ラジオ、防災行政無線、自治体のホームページ、広報車を活用して情報提供をしている。交通が寸断され孤立した地域があった際の情報の伝達手段は、職員を派遣したり、自治体と連携し被害状況を把握し、防災措置を講じている。

警察安全相談業務について【警務課長】

1 警察安全相談取扱いの現状

警察に寄せられる相談取扱件数は、平成21年以降増加している。

これは特殊詐欺やサイバー犯罪、DV・ストーカーを始めとした人身安全関連事案の増加等、社会情勢の変化や地域社会における人間関係の希薄化等により警察に対する相談が増加していることも一因である。

当署に寄せられる相談内容では、刑事事件、家族・職場問題、近隣との問題が増加している。

2 相談受理体制等

宮城県警察では、元警察職員等の警察安全相談員を配置して各種相談の対応に当たっている。

総合窓口として、全国統一番号の警察相談専用電話「9110」番を設置しており、電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続される。

3 相談内容に応じた適切な対応

犯罪等の被害の有無にかかわらず、相談内容に応じて、関係各課が連携して対応し、相談者の不安を解消するために必要な措置を講じている。

相談者等の生命又は身体に危害がおよぶおそれがあるものなど緊急の対応を要する相談事案は、迅速かつ組織的な対応を図っている。

警察安全業務に関する委員からの意見・提言等

【委員】

地域における不審者情報等の関連情報を入手した場合は、どのように相談すればよいのか。

【警務課長】

例えば、刃物を所持し歩いているとの緊急性のある情報であれば、110番への通報をしていただきたい。緊急性が認められない情報であれば、警察署や警察相談専用電話へ相談をしていただきたい。

【委員】

相談対象とならない案件はあるのか。ある場合は、どのように対応しているのか。

【警務課長】

相談業務は、相談者の犯罪に関する不安や悩みを解消するために対応

している。相談内容によって、警察で対応しかねる相談であれば、事案に応じて、対応できる関係機関等を教示及び解決に向けた助言指導をしている。

【委員】

地域住民から、もし提供した情報が誤報であったら、相談案件と無関係な人を傷つけてしまう可能性があるのではないかと相談されたことがあった。

まずは、一人で悩まずどのような情報でも相談するように、相談された地域住民には回答する。

協議事項～各委員からの意見・提言等に対する回答について 虐待問題、迷惑行為、刑事事件関係

【委員】

管内における虐待（児童・高齢者・障害者）の状況及び警察の対応を伺いたい。また、市民から虐待の通報はあるか。

【生活安全課長】

11月末日までに、児童虐待は42人、高齢者虐待は4人対応している。児童虐待の42人の内34人は、子どもの面前によるDVで心理的虐待として児童虐待に含まれている。高齢者虐待の4人の内3人が介護者からの身体的虐待として対応した。

警察で虐待事案を認知した場合は、被害者の安全確保を最優先に対応している。被害状況によっては加害者を逮捕し、危害防止を講じ、児童虐待であれば児童相談所、高齢者であれば名取市・岩沼市に通報し、関係機関と情報を共有している。虐待の通報状況は、市民から警察署への通報や110番通報等の届出がある。

【委員】

管内の、特殊詐欺や空き巣等に関する状況を伺いたい。

【刑事課長】

特殊詐欺については、10月末日現在までに、9件発生し、被害総額は1,020万円となる。オレオレ詐欺に極めて似ている、被害者にキャッシュカードを交付させる手口が急増しており、4件発生し、被害総額は450万円になる。特殊詐欺等では3人検挙している。

空き巣等については、10月末日現在までに、11件発生し、名取市が8件、岩沼市が3件であり、11件の内7件が無施錠であった。

【署長】

管内においては、特殊詐欺に関連する事件は増加しているが、検挙件数も増加している。

その他

【委員】

名取高架橋を西進し、高館方面に向かう交差点は右折レーンはないが右折矢印は点灯する信号となっている。この交差点の西進車線は2車線であるが、2車線目で前車が停止している場合、追越して右折することは可能か。

【交通課長】

現地確認をする。

現時点では、右折レーンがないのであれば、対向車線にはみ出すこと

になるので事故を誘発する危険性があり、車両通行帯に従って交差点に進入していただきたい。

【委員】

岩沼市中央1丁目の銀行から南進する歩道が広く、自転車がスピードを出して通行して危険だが、自転車も通行できる歩道なのか。

【交通課長】

自転車通行可のエリアであれば、自転車も通行できる歩道は歩行者が最優先である。自転車通行不可であれば、歩行者だけが通行できるが、法改正により児童及び高齢者が自転車を運転している時は、歩道を走ることが許されている。地域課と連携し警戒警らを強化したり、自転車のマナー違反を発見した場合は指導を実施する。

【委員】

自転車はイヤホンをして運転しても違反にならないか。

【交通課長】

周辺の音が聞こえない状態であれば、遵守事項違反になる。周辺の音が聞こえる場合であったとしても、注意が散漫になることから、指導を実施する。